

三芳町清掃等業務委託契約の最低制限価格試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三芳町最低制限価格取扱要綱（平成21年三芳町告示第66号。以下「要綱」という。）第2条第2項第3号の規定に基づき、町が競争入札により清掃等の業務委託契約を締結しようとする場合において設定する最低制限価格の特例の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 本要領の対象とする業務委託契約は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が50万円以上の清掃業務委託。
- (2) 長期継続契約でその予定価格の単年度換算額が50万円以上の清掃業務委託。
- (3) その他町長が必要と認める業務委託契約。なお、この場合において、三芳町工事等業者選定委員会の審議を経るものとする。

(最低制限価格)

第3条 町長は、前条に定める業務委託契約に係る最低制限価格を、要綱第4条第2号の規定にかかわらず、個々の契約内容を考慮して合理的に定めるものとする。

2 最低制限価格は、予定価格に、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合算額に消費税及び地方消費税を加えた額を予定価格で除して得た割合（その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。）を乗じて得た額とする。

- (1) 直接人件費の額
- (2) 直接人件費の額以外の額に10分の5を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、町長が同項の規定により最低制限価格を定めることが適当でないと認めるときは、要綱第4条第2号の規定による最低制限価格とすることができる。

(入札の執行)

第4条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とししないものとする。この場合において、入札執行者は、入札者に対して、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により当該入札をした者を落札者とししない旨を告げるものとする。

- 2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいるときは、入札執行者は、これらの者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。
- 3 入札執行者は、第1項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在しないときは、入札者に対して、落札者がいない旨を告げ、当該入札を終了するものとする。

(最低制限価格の周知)

第5条 最低制限価格を設置したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。